

18歳までのあなたへ

先生や親には話しにくいけれど、このままではどうしていいかわからない・・・このような悩みがあったら迷わず連絡してください。「周りでこんなことで悩んでいる人がいる」という相談でもかまいません。あなたの話をゆっくり聞き、あなたといっしょに考えます。秘密は守ります。だから、ひとりで悩まないで連絡してください。



でんわ 電話・ホームページアドレス

認定NPO法人 チャイルドライン
☎ 0120-99-7777 (全国共通・無料)
チャットでの相談も行っています▶



法務省 子ども的人権110番
☎ 0120-007-110 (全国共通・無料)
メールでの相談も行っています▶



文部科学省 24時間子どもSOSダイヤル
☎ 0120-0-78310 (全国共通・無料)



子どもと親の相談らいん@おおさか
(令和4年3月31日まで)



知ってほしい「ヤングケアラー」のこと

子どもらしく学校生活を送り、自分の人生設計を立てられるようにするために。子どもの周囲にいる大人が、ヤングケアラーの子どもへの理解を深め、まずは困っていることや一人で抱えるしんどさなど、話を聞くことから始めましょう。

「ヤングケアラー」とは、こんな子どもたちです

大人が担うような責任を引き受け、家事や家族の世話、介護や育児、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものことです。家族内のことなので問題が表面化しにくく、その生活が“当たり前”で、自身が「ヤングケアラー」という認識がないという子どもも少なくありません。

こんな影響が…

【学校生活】

- ・遅刻や欠席が多くなる
- ・成績不振になりやすい
- ・進路の選択肢が狭まる
- ・意欲の減退

【友人関係】

同年代の子どもとの時間が少なくなり、社会適応困難などにつながることも…

【将来】

家庭での夢や進路への支えがなく、自身の知識や選択肢を持たないことから諦めてしまいがち



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟/illustration:luzumi Shiga 一部抜粋

港区保健福祉センター 子育て支援室 3階32番窓口 (18歳までの相談・ヤングケアラーに関する相談はこちらへ)

☎ 6576-9844 ✉ minato-kosodate@city.osaka.lg.jp (相談日 月曜日から金曜日 9時~17時30分)

